

2005年10月11日

企業会計基準委員会 御中

財団法人 産業経理協会

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」および
「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」
に対する意見の提出について

企業会計規準委員会名をもって平成17年8月10日付でコメントの募集が行われた企業会計基準草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案第9号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」につき、当財団としては、次の方々を審議委員に委嘱して数回にわたる審議を行った結果、以下の通り意見を取りまとめたので提出いたします。

記

審議委員長

法政大学大学院教授

秋 坂 朝 則

審議委員

公認会計士（新日本監査法人）

太 田 達 也

電通 経理局経理部主管

小 柳 肇

明治大学大学院教授

佐 藤 信 彦

明治製菓 経理部経理グループ

津 田 朋 基

公認会計士（監査法人トーマツ）

中 島 努

公認会計士（あずさ監査法人）

中 島 祐 二

日本大学講師

濱 本 明

東京電力 経理部決算グループマネージャー

文 挟 誠 一

日本電気 経理部主計室マネージャー

松 倉 博 之

公認会計士（中央青山監査法人）

山 岸 聡

公認会計士（中央青山監査法人）

綿 貫 知 芳

以上

連絡担当者：事業部長 小野 均

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」に対する意見

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」（以下、「企業会計基準公開草案第 6 号」という。）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」（以下、「企業会計基準適用指針公開案第 9 号」という。）が平成 17 年 8 月 10 日に企業会計基準委員会から公表され、平成 16 年 9 月に公表された「財務会計の概念フレームワーク」の考えに基づき、貸借対照表の表示区分の変更が提案されている。しかしながら、そもそも、貸借対照表の表示区分を変更しなければならない理由が明らかにされていない。

つまり、「財務会計の概念フレームワーク」は、企業会計基準委員会に報告されたワーキンググループによる討議資料であり、基準設定における有用性のテストが十分にはなされていないように思われる。「企業会計基準公開草案第 6 号」第 15 項で、「財務会計の概念フレームワーク」との関係を述べているが、それを素材として議論を重ねたことのみが述べられており、現在の貸借対照表における区分と比較してどのように情報開示機能として優れているかについての説明が十分なされていない。また、貸借対照表の表示区分の変更をする場合、まず、貸借対照表の純資産の部にどのような項目が含まれるかの議論があり、その上で形式の変更の必要性を論ずべきところ、「企業会計基準公開草案第 6 号」は、「財務会計の概念フレームワーク」の討議資料を素材としてどのように検討したかが明らかにしていない。このため、貸借対照表の純資産の部にどのような項目が含まれるべきかの議論（中身の議論）が不十分であるとの印象を受ける。さらに、「財務会計の概念フレームワーク」は、公開企業を中心とする証券市場への情報開示が前提とされているにもかかわらず、「企業会計基準公開草案第 6 号」は、すべての会社の連結財務諸表および個別財務諸表に適用される（同第 3 項）ことになるが、非公開の企業にも適用されることになる必要性についての議論がなされていない。したがって、貸借対照表の表示区分を変更する理由をまず明らかにすべきである。

また、「企業会計基準公開草案第 6 号」が提案する貸借対照表の区分が採用された場合にも、次のような問題点がある。

(1) 中間区分について

「企業会計基準公開草案第 6 号」は、貸借対照表の貸方項目における中間区分自体の性格や中間区分と損益計算との関係を巡る問題があること、および中間区分を解消することが国際的な動きであることから、中間区分の廃止を提案している（同 18 項）。このことに伴い、純資産の部に記載される新株予約権は、その権利行使がなされずに権利行使可能期間が経過すると期間損益に影響を与えるという性格を有するにもかかわらず、純資産の部に計上されることは、利害関係者にとってわかり難いのではないかと思われる。また、「財務会計の概念フレームワーク」における資産概念または

負債概念から考えた場合、資産または負債とすることは適当でないと考えられる項目のうち、繰延ヘッジ損益については純資産の部に記載するものとし、それ以外の項目については既存の会計基準と異なる取扱いを定めることはしないとしているが、会計処理としての統一性が欠けるものと考えられる。

また、少数株主持分の区分についても、わが国の企業グループには、上場子会社が多いという実態に鑑みると、少数株主持分を中間区分に表示したほうが、利害関係者にとって有用な情報を提供できるものと考えられる。

(2) 任意積立金等について

「企業会計基準公開草案第 6 号」第 6 項 (2) および「企業会計基準適用指針公開草案第 9 号」第 3 項の純資産の部の表示例において任意積立金等の区分が用いられているが、この「等」にどのような項目が該当するかが明らかにされていない。現時点において該当する項目がないのであれば、このような表現は混乱を招くおそれがあるので、任意積立金とすべきである。平成 17 年 8 月 30 日に公表された「企業会計基準適用指針公開草案第 11 号」によれば、圧縮積立金がこれに含まれるものと考えられるが、この内容は、「企業会計基準適用指針公開草案第 9 号」によって規定されるべきものである。

(3) 自己株式申込証拠金について

「企業会計基準適用指針公開草案第 9 号」第 10 項は、申込期日経過後における新株式申込証拠金の表示区分を明らかにしているが、自己株式申込証拠金の表示区分が明らかにされていない。平成 17 年 8 月 10 日に公表された「企業会計基準適用指針公開草案第 10 号」第 5 項で、自己株式申込証拠金も純資産の部に表示されることが明らかにされているが、これ純資産の部に表示される項目であるので、その表示区分を本適用指針において明らかにすべきである。

以上